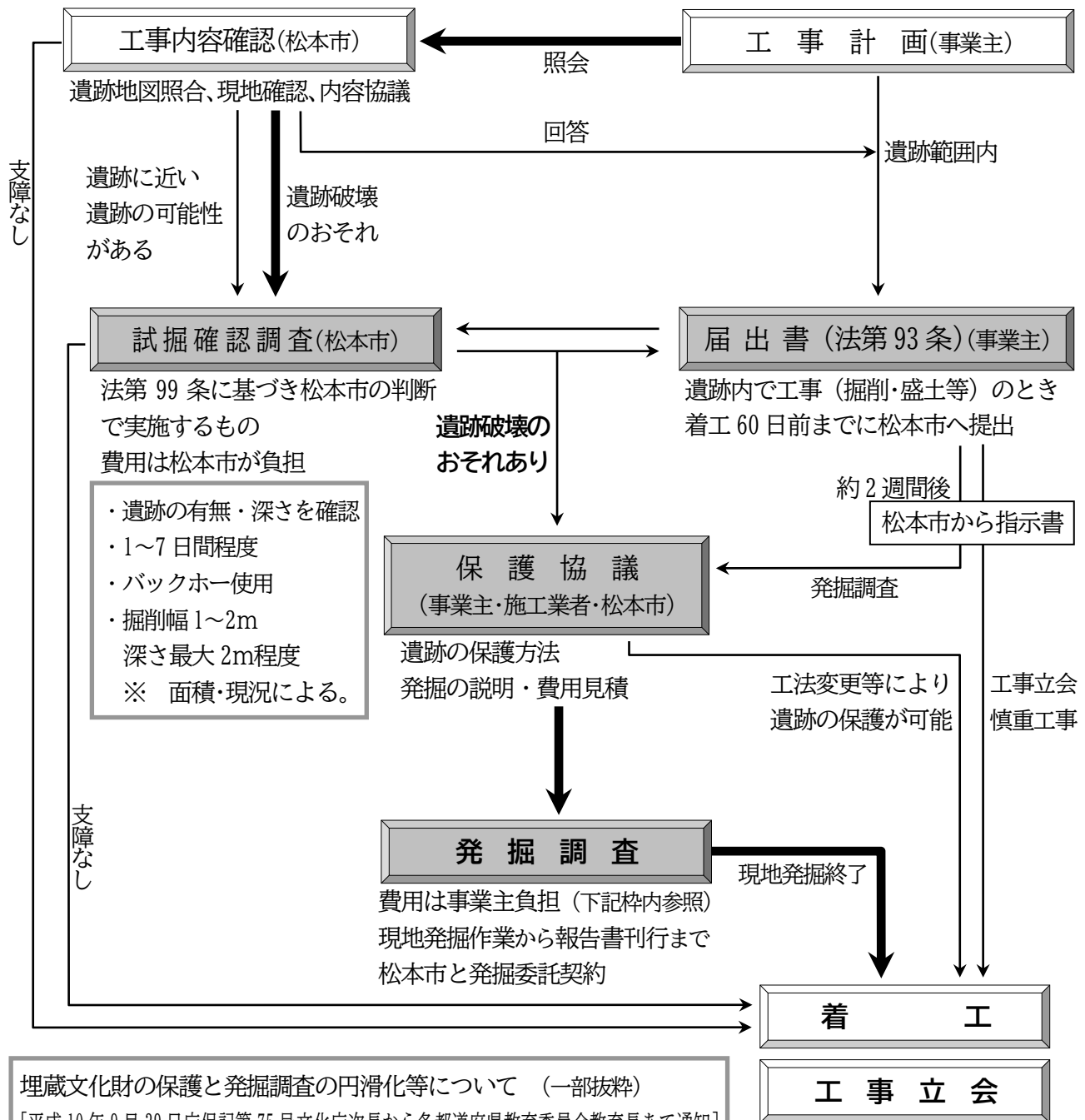


土木工事等における埋蔵文化財保護のながれ

これは、文化財保護法（以下、「法」という。）の埋蔵文化財保護に関わる手続きのうち、工事の計画段階から着手までの流れを図示したものです。工事・開発の場所や規模、内容等により対応が異なりますので、できるだけ工事計画の早い段階でお問い合わせください。



埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（一部抜粋）

[平成 10 年 9 月 29 日庁保記第 75 号文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知]

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、（中略）これを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第 57 条の 2 第 2 項（現 9 3 条第 2 項）による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和 56 年 2 月 7 日付け庁保記第 11 号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

R7.4.1～

松本市 文化財課 埋蔵文化財担当
〒390-0823 松本市中山 3738-1
TEL 0263-85-7064（直通）
FAX 0263-86-9189